

平成27年度 洞爺湖町職員募集 中途採用

■採用職種及び人数

・一般事務職 1名

■学歴

・高校卒業以上

■年齢要件

・昭和50年4月2日以降に生まれた者

■資格等

・第1種銃猟狩猟免許／・わな猟免許／
・鳥獣駆除の実務経験3年以上

■試験日程、場所

(1) 第1次試験

●日時 平成27年6月26日(金)9時00分

●場所 洞爺湖町役場 会議室

(2) 第2次試験

●日時 平成27年6月26日(金)13時30分

●場所 洞爺湖町役場 会議室

■試験方法

(1) 第1次試験 教養試験及び作文試験

(2) 第2次試験 面接試験

■受付期間

平成27年6月1日(月)から6月22日(月)までの平日、8時45分から17時30分まで(土日祝日は受付できません)。

郵送の場合は、6月22日(月)までの消印有効。

◆採用後には、町内に居住していただきます。

詳細・申込書等提出先

〒049-5692 虻田郡洞爺湖町栄町58番地
洞爺湖町総務課庶務・職員グループ
(☎0142-74-3000)

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成27年度の
保険料等について

平成27年度の保険料につきましては、7月に個別に郵送でお知らせします。

《保険料の計算方法》

$$\begin{array}{c} \text{均等割} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ 51,472円 \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割} \\ \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \text{(平成26年中の所得-33万円)} \times \\ 10.52\% \end{array} = \begin{array}{c} \text{1年間の保険料} \\ \text{【限度額57万円】} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \end{array}$$

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

◆保険料の軽減

① 均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります
- 昭和25年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	【年額】 5,147円
33万円	8.5割軽減	【年額】 7,720円
33万円+(26万円×世帯の被保険者数)	5割軽減	【年額】 25,736円
33万円+(26万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 41,177円

② 所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆保険料のお支払い方法

「口座振替」を希望される方は、住民課国保医療グループへお申し出ください。(お申込みに必要なもの:ご本人の保険証・お支払いする口座の預金通帳とお届け印)